

平成28年4月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成28年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成28年4月7日(木)午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第1号 平成28年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について
  - 議案第2号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
  - 議案第3号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
  - 5 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
  - 報告第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
  - 報告第3号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 報告第4号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 報告第5号 市川市中央図書館の管理に関する規則及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 報告第6号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
  - 報告第7号 学校教育法等の一部を改正する法律等並びに市川市立義務教育学校設置条例及び学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
  - 報告第8号 市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係規程の

整理に関する規程の制定に関する臨時代理の報告について

- 6 その他
- 7 閉会

#### 4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第1号 平成28年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について
- 議案第2号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
- 議案第3号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 2 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
- 報告第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
- 報告第3号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第4号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第5号 市川市中央図書館の管理に関する規則及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第6号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第7号 学校教育法等の一部を改正する法律等並びに市川市立義務教育学校設置条例及び学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係規程の整理に関する規程の制定に関する臨時代理の報告について
- 3 その他 (1) 平成28年2月市議会定例会について

5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江
委員	平田 史郎
委員	鈴木 みゆき

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
生涯学習部次長	松本 雅貴
学校教育部長	永田 博彦
学校教育部次長	井上 栄
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
教育施設課長	戸佐 薫
青少年育成課長	野村 良二
社会教育課長	川野 修一
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	小倉 貴志
学校安全安心対策担当室長	蜂須賀 久幸
指導課長	黒木 政継
保健体育課長	佐藤 伸雄
教育センター所長	新田 司

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡 稔
"	副主幹	高井 裕美子
"	副主幹	岡田 靖弘
"	主 任	大島 裕美
"	主任主事	加澤 俊

### ○教育長

ただいまから、平成28年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、報告8件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに「会議録署名委員の指名」を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、小林委員を指名いたします。それでは、市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定に基づき、ここからの進行を五十嵐委員にお願いいたします。

### ○五十嵐委員

それでは、早速「議案」の方に入りたいと思います。議案第1号「平成28年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

### ○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第1号「平成28年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について」ご説明いたします。議事日程の1ページをお願いいたします。本案は、第2期市川市教育振興基本計画、第5章「計画の推進」に記載されております「実施事業については、毎年度、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ実施するものとし、特に優先的に実施すべきものは、重点事業として公表します。」とあります。これを受けまして、提案するものでございます。それでは、重点事業についてご説明いたします。恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。こちらは、第2期市川市教育振興基本計画と重点事業の関連がわかるように表でまとめております。重点事業は、表の右側に掲げてございます。はじめに、重点事業を設定した手順でございますが、各課より各施策に関わる主な事業について報告をいただきまして、第2期計画全体として、146事業を設定いたしました。次に、146の主な事業から重点事業の抽出方法につきましては、こちらの表にもありますが、第2期計画の各施策に対応して抽出しております。本来であるならば、第2期計画には、41の施策がございますので、その施策ごとに対応した41の重点事業を定めるところであります。より重点化させるとともに、各施策をまとめる施策の方向ごとに1つ以上の重点事業を基本として設定しております。その結果、平成28年度の重点事業は23となっております。一番右の重点事業、こちらのほうが23事業でございます。また、資料の3～5ページにつきまして、各重点事業の事業概要を掲載しております。続きまして、平成28年度の重点事業の設定理由でございますが、それぞれの重点事業で重複する点もございりますが、主に3点でございます。1つ目とい

たしましては、教育行政運営方針の重要な施策に対応した事業でございます。これは例を挙げますと、ひとつめの重点事業の校内塾・まなびくらぶ事業などでございます。これは先ほど申しました23事業のうち17事業でございます。2つ目といたしまして、平成28年度の予算における主要な事業と位置づけられたものでございます。これは例をあげますと、4ページ目の特別支援学級等補助教員雇上事業などでございます。これは23事業中4事業でございます。そして3つ目といたしまして、平成27年度の重点事業と位置づけたものを28年度も継続した事業でございます。こちらについて例を挙げますと、3ページ目の真ん中にございます1の3の、体力向上推進事業、これは23事業中2事業、これらの3つを合わせまして今年度については23事業ということで掲げてございます。次に、今後の重点事業についてでございますが、本日、教育委員の皆様にご承認いただけましたら、教育委員会のホームページに近日中に公表いたします。また、これらの重点事業は、翌年の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」の際に、その他の主な事業や成果指標とともに評価を行います。そして、その後は、これらの評価結果を翌年度の予算事業、重点事業、教育行政運営方針へと反映させてまいります。以上、「平成28年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について」につきましてご説明をさせていただきました。なお、各事業の内容等につきましては、それぞれ担当課長よりお答えさせていただきます。それでは、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。はい、小林委員お願いします。

○小林委員

4ページのライフカウンセラーの設置事業という項目ですが、前もお聞きしたかもしれませんが、浦安市では前にもライフカウンセラーを設置しているように聞いておりますが、現在は、市川市においては全部の学校にはライフカウンセラーの設置がまだされていないのでしょうか、それからもうひとつ、放課後保育クラブの運営事業について、これは学童クラブと同じものでよいか、この2点について教えてください。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、ライフカウンセラーは、指導課長お願いします。

○指導課長

ライフカウンセラー設置事業につきましては、中学校におきましては、心理療法士を16名中学校に派遣しております。小学校の方では、ゆとろぎ相談員を各学校に1名ずつ派遣して実施しております。小学校の場合には、子どもたちが集って仲良くする場所として、また、中学校のライフカウンセラーは、

中学生は悩み等が非常に多いため、悩みの対応や保護者の対応をしております。学校によっては、約束を取って保護者との対応をしているところがございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。はい、よろしく申し上げます。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。学童クラブとありますが、学童保育のことで宜しいでしょうか。

○小林委員

学童保育は私の地域では、いままで学校が終わってから、学校とは別の場所で学童保育をしていたと思いますが、それと放課後保育クラブは同じものですか。

○青少年育成課長

放課後保育クラブにつきましては、名称は違いますが、学校が終わってから児童がくる場所でございます。もうひとつ、ピーニングということで、学校等を開放して自由に子どもが参加できるものを9箇所ほど実施しています。学童とは関係なく、誰でも自由に参加できるものです。

○五十嵐委員

学童クラブと放課後保育クラブは同じですよ。名称が変わったということですね。

○小林委員

まなびクラブと放課後保育クラブの関係について教えてください。

○五十嵐委員

お願いいたします。

○青少年育成課長

まなびクラブに参加した子どもが、まなびクラブが終わってから、放課後保育クラブに参加することは可能でございます。

○小林委員

ありがとうございました。ライフカウンセラーについては既に相当数の学校で取り組んでいて、さらに増やそうということですね。

○指導課長

先ほどもお話いたしました。ライフカウンセラーには2通りございまして、小学校にはゆとりぎ相談員というものを配置しております。中学校には、ライフカウンセラーを16校に配置しております。この様な対応を進めております。

○小林委員

わかりました。

○五十嵐委員

全部の学校にあるということですね。

○教育長

私からご説明いたします。それぞれ名前が小学校はゆとろぎ相談員と中学校はライフカウンセラーですが、全校配置をしております。早い時代から市川市は実施してございます。どちらかという、浦安市も先ほどお話にありましたが、浦安市より市川市の方が早く実施しているのではないのでしょうか。正確に言うと、何年度から実施しているのか、後で調べておいてください。最首先生の時代から実施しているので、相当古いと思います。学童保育も名前は一緒で、小学校39校全てに配置されております。中学校は別ですけれども。基本的には余裕教室を活用してそれ以外に内部に求められない場合には、外部に、例えば先生がおっしゃられたように高架線の下などに設置しております。ほぼ充当しております。そこに登録をしている子どもたちについては、すべて受け入れております。補足や誤りがあれば指摘してください。以上です。

○小林委員

わかりました。

○五十嵐委員

それでは、そのほかございますか。はい、平田委員お願いいたします。

○平田信江委員

体力向上推進事業というところで、事業概要のほうをみますと、運動生活を豊かにすることを基本とした健康・体力づくりの推進、それから、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって充実したスポーツライフを実現することなのですけれども、この中に例えばオリンピックに向けて、各小学校中学校で、何か盛り上げるとか、スポーツに対して、オリンピックに向けての何か事業はお考えでしょうか。

○五十嵐委員

はい、保健体育課長お願いいたします。

○保健体育課長

はい、保健体育課長佐藤です。直接オリンピックということではないのですが、今までの取り組みといたしまして、東京地下鉄株式会社特別協力によるJFAこころのプロジェクト夢の教室ということで、全日本関係のサッカーあるいはバレーボール、バトミントンと言われるような日本を代表する選手の方々に来ていただいて、各学校で子ども達と一緒に話をしたり、実技指導をしたりというものをやっております。それから、2つ目といたしまして、千葉ロッテマリーンズ協力による、投・打、投げる、打つ、受けですね、技能講習アカデミーベースボール型ゲームの授業の実施に向けてというような、こういう取り組みも、昨年度もマリーンズの現役の選手が来て行ってお



ります。今のところ小学3年から小学5年ですが、子ども達に実技指導、将来にむけて話をさせていただいております。それから最後に、去年はワールドカップのラグビーもありましたが、ジャパンラグビートップリーグ所属チームによる、タグラグビー教室ということで実際こちらのほうも市内の小学校、かなり多くの小学校に来ていただいております。市川市にはクボタスピアーズの寮がございます。それから、またNTTコミュニケーションズシャイニングアースというようなチームの協力を得て、ラグビーやタグラグビーの実技指導、また、将来の夢に向けて頑張ろうというような、そういう取り組みを実施しているところでございます。また、そういう取り組みが、将来に向けて、4年後のオリンピックに結びついていくものと考えております。以上でございます。

○平田信江委員

ありがとうございました。

○五十嵐委員

そのほかいかがでしょうか。はい、小林委員お願いいたします。

○小林委員

5ページの塩浜小中一貫校整備事業については、これは一体化に向けた整備を行いますということですが、あとの方で市議会定例会報告の中で、議員の質問に対して平成31年度につくると言うように答弁なさっていますが、実際これは順調に31年度には一体化した校舎ができるのでしょうか。もう一度お聞きしたいのですが。

○五十嵐委員

はい、ではお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。今後の予定といたしましては、今年度校舎の基本構想の一体化に向けた基本構想ということで、例えば、校舎の形をどういった形にするか等の具体的な図面の制作や、配置計画をたてまして、それが終わりましたら、設計に入っていきます。設計を今年度から来年度にかけて実施設計まで行い、今の予定では、今年度から来年度にかけて設計を終わらせまして、その後工事ということで、30、31年度に工事ということで今考えております。ただ、今はもう義務教育学校として小中一体化としてやっておりますので、一日も早く校舎の一体化が実現できるように、工事の完成時期につきましても、できるだけ早く完成できるように検討しているところでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

よろしいでしょうか。はい、平田委員どうぞ。

○平田信江委員

3ページの1の4、防災教育推進事業というところで、塩浜学園で実践し

ている塩浜ふるさと防災科で得られた成果を教職員研修会等で全校に広めま  
す、とありますが、今の段階で塩浜ふるさと防災科で得られた成果はどのよ  
うなものがあるか教えてください。以前に塩浜学園にお邪魔したときに、実  
際に防災科の授業はどんなものですかと質問したときに、内容的に詳しい内  
容がなかったのが、今しばらくたったので、何か成果が出ているのかなと思  
って質問してみたのですが。

○教育政策課長

ふるさと防災科ということで、9年間の教育課程をつくっておりますが、  
それに基づいて、実際に地域を回ったりというような体験活動をしていると、  
聞いております。成果については、現在、検証中と聞いております。なお、  
具体的な話につきましては、まとまりしだい、別途ご報告させていただきます。

○五十嵐委員

その他にありますでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第1号  
を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願  
いします。

【賛成者挙手】

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうござ  
いました。続きまして、議案第2号「市川市学校運営協議会の設置等に関  
する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いい  
たします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。それでは、議案第2号「市川市学校運  
営協議会の設置等に関する規則の制定について」をご説明いたします。議案  
の6ページをお願いいたします。まず、本規則を制定することといたしました  
理由でございます。現在、国は、教育再生実行会議の提言を踏まえまして、  
「コミュニティ・スクールをはじめとした学校と地域の連携・協働の在り方  
の検討」を進めております。こうした教育環境の変化に対しまして、本市に  
つきましても、迅速かつ実態に即した対応を図るため、学校の運営を協議す  
る機関であります、学校運営協議会を塩浜学園に設置し、家庭・学校・地域  
の連携施策の再構築を検討してまいりたいと考えております。この協議会の  
設置に当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育  
委員会規則で、まず1つ目といたしまして、協議会の設置、2つ目といたし  
まして、協議会の承認を受けなければならない学校運営の基本方針の項目、  
3つ目といたしまして、協議会を置く学校の指定の手続など協議会の運営に  
関し必要な事項を定めるとしてありますことから、本規則を制定しようとす  
るものでございます。続きまして、主な制定内容についてご説明いたします。

議案の7ページをお願いいたします。まず、第2条でございます。協議会の設置について定めるものでございます。協議会は、教育委員会が指定する市立学校に設置することとしております。次に、第3条でございます。協議会を置く学校の指定について定めるものでございます。指定は、協議会の設置目的を達成することができると思われる場合に、保護者、地域住民及び学校の意向を聴いて行い、指定期間は、原則3年としております。次に、第4条及び第5条をお願いいたします。協議会の組織及び委員について定めるものでございます。協議会は、委員15人以内で組織し、地域住民、保護者、学識経験者、校長、教職員、教育委員会が適当と認める者のうちから任命することとし、任期は、原則1年としております。次に、第9条をお願いいたします。協議会の下部組織について定めるものでございます。専門の事項の協議をさせるため、会長が指名する委員で組織する専門部会を置くことができることとしております。現在のところ、学校評価の学校関係者による評価に代えて、協議会の評価を行うことといたしますことから、その評価について協議する専門部会を設ける予定でございます。次に、第10条をお願いいたします。学校運営協議会の承認を受けなければならない学校運営の基本方針の項目等を定めるものでございます。校長が学校運営協議会に承認を得なければならない学校運営の基本的な方針の項目は、教育課程の編成のほか、ひとつ、経営計画、二つとしまして、組織編制、予算の編成及び執行、施設及び設備の管理及び整備、その他教育委員会が必要と認める事項とし、校長は、協議会が承認した方針に従い学校運営を行うことを義務付けております。主な制定内容は以上でございますが、その他教育委員会に対する意見申述、指定の取消し及び委員解任の手続など、協議会の運営に関し必要な事項を定めております。続きまして、「施行期日等」でございます。議案の11ページ、「附則」と記載された部分をご覧ください。まず、「施行期日」でございます。この規則の適用日について定めるものでございまして、平成28年度から塩浜学園に学校運営協議会を設置し、その効果を検証することから、速やかに施行させる必要があるため、公布の日を施行期日としております。次に、「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正」でございます。この改正につきましては、12ページに参考に新旧対照表を添付しておりますので、こちらをご覧ください。今回の改正は、協議会の設置に伴い、学校評価の方法を見直すものでございます。現在、学校評価は、学校に自己評価を義務付け、その結果を踏まえた学校関係者による評価とその結果の公表を努力義務としております。今回、協議会を置く学校につきましては、協議会の承認を受けた学校運営の基本的な方針に従って学校運営を行うこととなることを踏まえまして、学校関係者による評価に代えて協議会による評価を行うとともに、その結果の公表を義務付けることとしております。最後に、今後のスケジュールでございます。本日、本規則を可決いただ

きました場合には、速やかに、塩浜学園に協議会を設置させていただきたいと考えております。つきましては、本規則に基づき、保護者、地域住民及び学校の意向を聴取するなど、指定の準備を進めさせていただき、5月上旬開催予定の5月定例教育委員会におきまして、協議会を置く学校として塩浜学園をご指定いただくとともに、協議会委員の任命をしていただきたいと考えておりますので、あらかじめ、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。以上、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○平田信江委員

現在、学校評議員という方がいらっしゃると思いますが、学校評議員と協議会委員との違いが分からないのですが。

○五十嵐委員

お願いします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。学校評議員につきましては、校長が指定しまして、学校の運営について意見をいただくというかたちなのですが、今回の学校運営協議会につきましては、もっと進んだかたちで、教育委員会が任命しまして、校長が定める学校経営の方針について承認をするというかたちになりますので、積極的に地域の方が参加するかたちになりますので、その辺りが違いになるかと思っております。以上でございます。

○平田信江委員

そうすると、評議員と協議会委員とは重複することはないのでしょうか。

○教育政策課長

今回塩浜の場合につきましては、今まで学校評議員というかたちでやっていたのですが、今回運営協議会の中にその役割をもたせまして、学校運営協議会のほうで学校関係者評価をやっていただくように考えております。以上でございます。

○平田信江委員

わかりました。ありがとうございました。

○五十嵐委員

そのほか何か、よろしいでしょうか。今後も塩浜学園が小中一貫校で、このいまの規則を定めたのですか。今後の見通しとして何かこういうことはあると見込んでらっしゃいますか。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。今回はテストケースということで1校、塩浜学園でやったのですが、将来的には国は全校設置を目指しておりますので、来年度2校ないし、3校同じようなかたちで、コミュニティ・スクールということで設置を考えておりますので、この後、その準備も並行して行っていきたいと思っております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。それでは、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○五十嵐委員

全員挙手ということで、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第3号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、鈴木委員には一旦ご退席をお願いいたします。

(鈴木委員退席)

○五十嵐委員

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第3号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」説明させていただきます。議事日程の13ページをお願いいたします。本審議会につきましては、幼児教育の振興充実について、市長または教育委員会の諮問に応じ調査、審議をいただいているところでございます。その委員構成につきましては、15ページにございます通り、学識経験のある方が4名、幼稚園関係者が4名、保育園関係者が4名、小学校関係者が1名、の合わせて13名となっております。今回の解嘱及び委嘱でございますが、本審議会委員のうち、学識経験者である和洋女子大学長推薦の鈴木みゆき委員から、委員を辞任したい旨の届け出がございました。これを承認するとともに、それに伴い新たに和洋女子大学長に推薦依頼を行いましたところ、後任委員の推薦がございましたので、これを委嘱するものでございます。委嘱予定者につきましては、14ページにございますように、駒久美子氏に委嘱するものでございます。同氏は、和洋女子大学のこども発達学類の准教授であり、音楽教育学を専門分野としております。後任の委嘱予定委員の任期は、平成28年4月定例教育委員会で議決のあった日の次の日、つまり、本日ご承認をいただければ、明日4月8日から、前任者の残任期間でございます平成29年7月6日までとなります。説明は以

上となります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。この、第4号のかつて、義務教育学校前期課程に限るというのは、今回からこれが出てきたのでしょうか。中期、前期といいますと、前期は1年から何年生まででしょうか。

○教育政策課長

この前期は小学校の区分を前期課程といたしまして、中学校の課程が後期課程となります。

○五十嵐委員

ここに、前期課程が入ってくるということですね。今後こういったことは出てくるのでしょうか。義務教育学校ということに関すると。

○教育政策課長

今回新しく義務教育学校ができましたので、小学校という表記だけですと、義務教育学校の前期課程が対象にならないこととなりますので、併せて、小学校の表記の時には、義務教育学校の前期課程を入れるようなかたちになっております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。それでは、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○五十嵐委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、鈴木委員に改めまして入室していただきます。

(鈴木委員入室)

ただいま審議が終わりました。市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について、可決いたしました。次に「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の16ページ及び17ページをご覧ください。教育委員会事務局及び教育機関へ配置する市職員の人事異動につきましては、本来、定例教育委員会あるいは臨時会において議案として提出し、ご意見をいただくべきところでございますが、市長部局等との調整もございまして、議案提出の時間がございませんでした。その

ため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づきまして、ご報告をさせていただくものでございます。人事異動につきましては、17ページ異動表のとおりでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。次に、報告第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について」ご説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の18ページをご覧ください。本報告に係る規則の制定につきましては、改正後の行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることから、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。前の報告同様、教育委員会会議を招集する時間がございましたので、3月28日に教育長が臨時に代理をさせていただき、その内容をご報告させていただくものでございます。それでは、改正の概要、まず、改正理由でございます。このたび、行政不服審査法が全部改正され、不服申立ての種類が原則として審査請求に一元化されるとともに、現行60日とされている審査請求期間が3ヶ月に延長されるところでございます。これに伴いまして、許可の取消しなど、不利益処分を通知する文書に記載する教示の文について、整備する必要があることから、関係規則を改正するため、本規則を制定するものでございます。続きまして、主な改正の内容でございます。議案の19ページから22ページをご覧ください。第1条から第6条に示す教育委員会所管の6つの規則の改正につきまして、各規則に定める様式中の教示の部分について、旧制度の教示文を削除し、教示の見出しのみを残す改正となっております。改正内容につきましては、以上でございます。続きまして、施行期日についてご説明いたします。議案の22ページ、制定文の附則をご覧ください。この規則による改正後の規則等の適用日について定めるものでございます。改正後の行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることから、同日を本規則の施行期日とするものでございます。報告は、以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明して下さい。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第3号「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の23ページをご覧ください。本報告に係る規則の一部改正につきましては、改正後の市川市事務決裁規程が平成28年4月1日から施行されることから、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。前の報告同様、教育長が臨時に代理をさせていただき、その内容をご報告させていただくものでございます。はじめに、改正理由でございます。平成28年度の組織改正に伴う市川市事務決裁規程の改正により、同規程の引用条文の整備を行う必要があるため、本規則の一部を改正するものでございます。議案の25ページ、新旧対照表をご覧ください。課長の定義として引用しております市川市事務決裁規程第2条第14号を同条第11号に改めるものでございます。改正内容は以上でございます。続きまして、施行期日でございますが、議案の24ページ、改正文の附則をご覧ください。この規則による改正後の規則の適用日について定めるものでございます。市川市事務決裁規程が施行される平成28年4月1日をこの規則の施行期日とするものでございます。報告は、以上でございます。

#### ○五十嵐委員

ありがとうございました。ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。報告第3号を終了いたします。次に、報告第4号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明をお願いいたします。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第4号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。26ページをご覧ください。本報告に係る規程の一部改正につきましては、「市川市職員の職務分類の基準等に関する規則」が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることから、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。前の報告同様、教育長が臨時に代理をさせていただき、ご報告させていただきます。改正理由でございます。「市川市職員の職務分類の基準等に関する規則」の全部改正に伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要があるため、本規程の一部を改正するものでございます。議案の28ページ、新旧対照表をご覧ください。規程第2条の職位の定義規定につきまして、整備を行うものでございます。また、別表第2につきましても、表記を改正しております。施行期日についてご説明いたします。議案の27ページ、改正文の附則をご覧ください。市川市職員の職務分類の基準等に関する規則が全部改正され、施行される平成28年4月1日を、この規程の施行期日とするものでございます。報告は、以上でございます。



○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第4号を終了いたします。続いて、報告第5号「市川市中央図書館の管理に関する規則及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」のご説明をお願いいたします。

○中央図書館長

はい、中央図書館長です。それでは、お手元の資料30ページをお願いいたします。報告第5号、「市川市中央図書館の管理に関する規則及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正」について、同規則の様式の変更を行い、4月1日より施行しておりますので、ご報告させていただきます。今回、乳幼児をお持ちになる母親の図書館利用促進とともに、読み聞かせ等、図書館を利用した子育て支援につなげることを目的として、乳幼児用の図書館利用券を作成いたしました。これは、お手元においてございます2種類のデザイン、これを変更したものでございます。このため規則の本文の変更は行っておりませんが、様式の一部改正とさせていただきます。様式第5号に規定されている現行の利用券のデザインに、乳幼児向け利用券のデザイン2種類を加えてということでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。選べるということでしょうか。

○中央図書館長

はい。

○五十嵐委員

それでは、質疑がないようですので、報告第5号を終了いたします。続きまして、報告第6号「市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」説明をお願いいたします。

○義務教育課長

はい、義務教育課長でございます。報告第6号「市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。最初に、資料の訂正がございます。36ページなのですが、その一部に旧所属の誤記載がございました。机上に訂正版をお配りしておりますので、恐れ入りますが、差し替えをお願いいたします。申し訳ございませんでした。それでは、資料の35ページから37ページについてご説明いたします。平成27年度末における市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭に関する人事異動につきまして、本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に定例教育委員会において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでご

ございました。しかしながら、臨時に定例教育委員会を開催する時間がございませんでしたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理とさせていただきました。このことにより、平成27年度末の人事異動は終了いたしましたので、同条第2項によりよりご報告するものであります。具体的な内容につきましては、校長異動が35ページ、副校長、教頭異動が36、37ページとなっております。その中で、「退職」とありますのは、定年及び勤奨退職者と市教育委員会への異動者でございます。「転補」とありますのは、市内の学校間異動者となっております。「新任」とありますのは、再任者、県及び市行政機関から学校への異動者、教頭及び教諭よりの昇任者となっております。最後に、「その他」は県立高等学校及び県教育委員会への異動者となっております。全体的な傾向として、校長の大量退職に伴いまして、多くの新任校長や教頭が誕生したこと、また、教育委員会事務局職員も大幅な入れ替えがあったこととございます。なお、この傾向は当分の間続くものと思われれます。以上でございます。

#### ○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第6号を終了いたします。続きまして、報告第7号「学校教育法等の一部を改正する法律等並びに市川市立義務教育学校設置条例及び学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について」と、報告第8号「市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係規程の整理に関する規程の制定に関する臨時代理の報告について」は、2件とも制定理由が市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴うものであるため、一括してご説明をお願いいたします。

#### ○義務教育課長

はい、義務教育課長でございます。続きまして、報告第7号及び報告第8号を一括してご説明いたします。資料の38ページから60ページまでの部分になります。2件の報告につきましては、定例教育委員会に議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございましたが、報告第6号と同様の理由により教育長が臨時代理とさせていただきました。まず、制定の理由と経緯についてご説明いたします。学校教育法に「義務教育学校」が加えられたことから、平成27年12月の市議会定例会にて「市川市立義務教育学校設置条例」が可決、成立しました。この設置条例の成立を受けまして、平成28年2月市議会定例会にて、関係条例の整備に関する条例が可決、成立いたしました。今回の2件の報告は、2月の関係条例の整備に関する条例の施行に伴いまして、第7号にあっては、関係規則中の条文の整備を

行う必要があるため、第8号にあっては、関係規程中の条文の整備を行う必要があるため、本規則及び本規程を制定するものでございます。主な改正内容は、規則及び規程の条文の中に「義務教育学校」という文言を付け加えるものでございます。また、今回の規則及び規程の制定に合わせまして、必要な文言の整備を行ったものでございます。なお、第7号の規則の改正内容については、46ページから54ページ、第8号の規程の改正内容は58ページから60ページの新旧対照表をご覧ください。説明は以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第7号及び報告第8号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。「平成28年2月市議会定例会について」説明をお願いいたします。

○教育政策室長

はい、教育政策室長でございます。では、平成28年2月市議会定例会におけます質疑等についてご報告申し上げます。61ページをご覧ください。2月議会は、平成28年2月17日（水）～3月17日（木）を会期として開催されました。教育委員会に関する議案は5件あり、これらの議案ならびに教育行政運営方針について8会派より代表質問がなされたほか、教育委員会の所管に属します事項につきまして8名より一般質問がなされました。本日は時間の関係上、概略についてご報告申し上げます。ご報告する部分には、太い下線を付しておりますのでご覧いただければと思います。まず、教育委員会に関係する議案は先ほど申しましたとおり、5件ございました。議案第86号「市川市教育振興審議会条例の一部改正について」こちらは、教育振興審議会に特別の事項を調査審議させるため臨時委員を置ことができるようにする等の改正を行うものでございます。議案第87号「学校教育法等の一部を改正する法律および市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」こちらは、塩浜小中学校を4月に義務教育学校とすることに伴い関係条例の整備を行うものでございます。議案第89と96号につきましては、27年度の補正予算、28年度当初予算に関する議案でございます。最後の、議案第104号は鈴木みゆき氏の教育委員会委員の任命について議会の同意を求める議案であります。これら5つの議案はすべて採決の結果、可決いたしました。次に、代表質問につきまして、8会派よりなされました。主なものを御紹介します。太字下線を追っていただけましたら幸いです。まず「校内塾・まなびくらぶ」について、これまでの学校の優れた実践の成果、また市川版中高一貫教育の具体についてご質問があり、それぞれ答弁をしております。答弁内容につきましては、62ページをお願いいたします。「校内塾・まなびくらぶ」につきましては、対象学年を絞って習熟度別にグループを分け基礎的な学力を徹底して身に付けさせ

る工夫を行う小学校や、定期試験前に集中的に実施し学習成果を実感させるよう工夫する中学校などの実態に合わせた工夫がされていること、引き続き、児童生徒の学ぶ意欲を高め、学ぶ喜びを引き出せるよう、効果的な実施方法を研究し成果を広めたい旨の答弁を行っております。次に、「市川版中高一貫教育」につきましては、本年度から3つの中学校を市川市中高連携推進研究校に指定し、連携先の県立高等学校との間で生徒や教員の交流を進めていること、また、中高連携の取り組みは、中学生にとっては自分の将来を見つめ考える良い機会となり、また、高校生にとっては、後輩に教えること、共に学ぶことを通して改めて自分を見つめ直す機会となっているとの答弁を行っております。続きまして65ページをお願いいたします。道徳の教科化を見据えた取り組みについてご質問がございました。教育委員会からは、いじめの問題や社会的規範意識の低下などから、子どもの心の教育の重要性が増してきており、道徳教育の抜本的な充実を図るため、道徳が特別の教科として位置づけられることとなったこと、また、本市としては道徳教育が道徳的価値の理解にとどまらず道徳的な判断力、主体的に道徳的な実践を行う意欲と態度を育むことが大切と捉えていること。そして、各学校において取り組んでいる「あいさつ」をはじめとする礼儀正しい言動の定着に向けた取り組みは、相手を思いやる望ましい人間関係に関わる道徳性を養うこととなると考えていることから、今後とも家庭、地域と連携し「あいさつ」をはじめとする人としての礼儀や社会人として求められる規範意識の醸成に努めてまいりたいとの答弁を行っております。続きまして、一般質問についてご報告を申し上げます。69ページをお願いいたします。一般質問につきましては8名の議員の方よりご質問を頂戴いたしました。まず、放課後保育クラブの施設と保育の質の確保についてご質問がございました。教育委員会からは、本市の放課後保育クラブは、これまでも千葉県のガイドラインに沿って運営がなされてきたこと、支援員への研修は、社会福祉協議会が実施する年間5回の研修に加え、千葉県が実施する放課後児童支援認定資格研修の受講を計画的に進めており、保育の質やその職場環境の改善が一層図られると考える旨の答弁を行っております。続いて72ページをお願いいたします。国府台の血清研究所跡地にある「赤レンガ造りの建物」の保存に関するご質問がございました。教育委員会からは、指摘のあった国府台の千葉県血清研究所跡地にある「赤レンガ造りの建物」は武器庫として利用されていたと考えられていること、同様の軍用レンガ倉庫が国の重要文化財に指定されている例があること、本市では本年2月に国府台の「赤レンガ造りの建物」の重要性などを踏まえ千葉県に対し、その保存について要望を行ったところである。今後は県の動向を注視しつつ、登録に向けての方向性が明確になった場合には、速やかに所定の手続きを進めてまいりたいとの答弁を行っております。続きまして73ページをご覧ください。市立小中学校のトイレ改修事業に関するご

質問がございました。教育委員会からは、本市では第1次トイレ改修計画に取り組んできた結果、187系統あるトイレのうち44系統を改修し洋式トイレの設置率は47.3%となっていること、平成28年度からの第2次トイレ改修計画については国の補助金が見込めないことから平成28年度から46年度までの19年間で計画期間として53系統の改修工事を予定していること。今後は、学校施設の大規模改修と合わせてトイレ改修に取り組むなど、トイレ改修をはじめとする老朽化対策の推進を図ってまいりたいとの答弁を行っております。74ページをお願いいたします。塩浜学園の施設整備の今後の取り組みについてのご質問がございました。教育委員会からは、平成28年度には、これまでの検討結果を踏まえ校舎や附属施設の整備方針を定める「塩浜学園校舎等基本構想」を策定すること。その後、所要の設計・工事を経て平成31年度中の完成を目指してまいりたいとの答弁を行っております。以上、概略で恐縮でございますが議会報告と致します。ご質問等ございましたら所管課長よりお答えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他にございますか。はい、小林委員お願いします。

○小林委員

まず一つはですね、市議会定例会の報告ですが、それぞれの会派のご質問というのは、過去にたくさん聞いていたのですが、これらの質問は、この会派の方が教育について勉強されて質問しているとすると素晴らしいと思いますが、率直なところを聞かせてください。次に、先ほど塩浜学園の質問をしましたが、小学校1年から5年までは97名で、次に小学校6年から中1までの121名ではないでしょうか。これは誤りでしょうか。質問に戻りますが、あらかじめ質問内容が当然知らされるわけですが、こちらから差し向けた質問ではないのか、そこを教えてください。

○教育政策室長

はい、教育政策室長でございます。今2点ご指摘がありまして、まず、中2という表記が重複しております。大変申し訳ございません。こちらのほうは訂正させていただきます。市議会での質問ということでございますが、これにつきましては、各議員が、例えば今回は代表質問という会派からの質問でございますが、こちらは会派の中で代表の方が原則おひとりご質問でございますので、会派の中で調整をして私どものほうへ通告がなされます。これは、こういったものについて聞きたいということで、ただ通告書事体は非常に簡易な文書で出ておりますので、その内容につきましては、私どもが個別に各議員のところへお伺いをして、ご質問の意図や聞きたい内容につきましては調整をして答弁を用意して、本会議の中でお答えをさせていただくとい

うそういう手順になっております。以上でございます。

○小林委員

わかりました。議員の皆さんが勉強されているとのことですから、感心いたしました。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これもちまして、平成28年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時16分閉会)